

改正案	現 行
<p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するものであること。<u>ただし、特定基地局にあつては、法第27条の13第4項に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。</u>これらの場合において、他の無線局の免許人等（法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されているときは、その契約の内容を考慮すること。</p> <p>ア 周波数は、周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)に適合するものであり、他の無線局に混信を与えないものであること。</p> <p>イ 周波数の数は、放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。</p> <p>ウ 放送局の周波数については、放送用周波数使用計画に基づき割当てが可能であること。</p> <p>エ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。ただし、総合通信局長(沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。)が地域周波数利用計画を策定した場合は、これによることができる。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまで<u>(認定開設者が認定計画に従って開設する特定無線局(以下「特定無線局」という。))にあつては、次のオ)</u>に適合するものであること。<u>この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。))との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されているときは、その契約の内容を考慮すること。</u></p> <p>ア 周波数は、周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)に適合するものであり、他の無線局に混信を与えないものであること。</p> <p>イ 周波数の数は、放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。</p> <p>ウ 放送局の周波数については、放送用周波数使用計画に基づき割当てが可能であること。</p> <p>エ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。ただし、総合通信局長(沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。)が地域周波数利用計画を策定した場合は、これによることができる。</p> <p><u>オ 周波数は、法第27条の13第4項に基づき指定された周波数(法第27条の14第3項の規定による変更のあつたときは、変更後のもの)の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。</u></p>

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあっては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定開設者であること。

イ (略)

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあっては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。

エ～ク (略)

(4)～(15) (略)

(特定無線局の包括免許及び再免許)

第13条 法第27条の3の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第27条の4の規定に基づき、その申請が次の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、免許又は再免許を与える。この場合において、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されているときは、その契約の内容を考慮すること。

(1) 無線設備の規格は、施行規則第15条の3各号に掲げる無線局であって、当該各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

(2) 無線設備は、適合表示無線設備であること。

(3) 周波数の割当可能性は、次のアからウまでに適合するものであること。ただし、特定基地局にあっては、法第27条の13第4項に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。

ア 周波数は、周波数割当計画に適合するものであること。

イ 周波数の範囲は、通信の相手方となる無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。また、認定特定基地局にあっては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用であり、免許の主体が当該認定計画に係る認定開設者であること。

イ (略)

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、認定特定基地局にあっては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項が当該認定計画に照らし適正なものであること。

エ～ク (略)

(4)～(15) (略)

(特定無線局の包括免許及び再免許)

第13条 法第27条の3の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第27条の4の規定に基づき、その申請が次の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、免許又は再免許を与える。この場合において、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されているときは、その契約の内容を考慮すること。

(1) 無線設備の規格は、施行規則第15条の3各号に掲げる無線局であって、当該各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

(2) 無線設備は、適合表示無線設備であること。

(3) 周波数の割当可能性は、次のアからウまでに適合するものであること。

ア 周波数は、周波数割当計画に適合するものであること。

イ 周波数の範囲は、通信の相手方となる無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件

等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。

ウ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。

(4) 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。

(5) 特定無線局の運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。

(6) 移動する無線局にあつては、最大運用数が、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が事業計画等から妥当と認められるものであること。

(7) 移動しない無線局にあつては、無線設備を設置しようとする区域が、開設の理由に照らし適正なものであること。

(8) 特定無線局の通信の相手方が外国の人工衛星局の場合にあつては、次のアからエまでに適合するものであること。

ア～エ （略）

（指定事項の変更）

第16条 法第27条の9の規定による電波の型式、周波数、空中線電力、指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることができる区域の指定の変更の申請書を受理したときは、第13条及び次条の規定を準用して審査し、電波の能率的な利用の確保、その他その変更の必要性が認められるときは、指定を変更する。

（開設計画の変更の認定）

第17条の3 法第27条の14第1項の開設計画の変更の認定の申請書を受理したときは、前条（第3号を除く。）の規定を準用して審査するとともに、当初予期することができなかつた事情の発生等開設計画を変更するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるとき

等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。

ウ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。

(4) 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。

(5) 特定無線局の運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。

(6) 最大運用数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が事業計画等から妥当と認められるものであること。

(7) 特定無線局の通信の相手方が外国の人工衛星局の場合にあつては、次のアからエまでに適合するものであること。

ア～エ （略）

（指定事項の変更）

第16条 法第27条の9の規定による電波の型式、周波数、空中線電力又は指定無線局数の指定の変更の申請書を受理したときは、第13条及び次条の規定を準用して審査し、電波の能率的な利用の確保、その他その変更の必要性が認められるときは、指定を変更する。

（開設計画の変更の認定）

第17条の3 法第27条の14第1項の開設計画の変更の認定の申請書を受理したときは、前条（第3号を除く。）の規定を準用して審査するとともに、当初予期することができなかつた事情の発生等開発計画を変更するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるとき

は、変更を認定する。

(外国の無線局の運用の許可)

第18条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 申請に係る外国の無線局の無線設備について平成15年総務省告示第344号(外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)に定める事実があること。

この場合において、平成15年総務省告示第344号第2項に係る無線設備の審査は、次に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

ア～ウ (略)

(登録証明機関の登録及び登録の更新)

第33条 証明規則第3条又は第4条の申請書、技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類及び法第38条の2の2第3項の総務省令で定める書類(以下「申請書等」という。)を受理したときは、法第38条の3の登録の基準に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録又は登録の更新をする。

(1)～(4) (略)

別紙2(第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1 (略)

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア・イ (略)

ウ 免許の単位

フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、一の構内(公衆地下街、工業団地その他のこれに準ずる区域内を含む。)又は一の

は、変更を認定する。

(外国の無線局の運用の許可)

第18条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 申請に係る外国の無線局の無線設備について平成15年総務省告示第344号(外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)に定める事実があること。

この場合において、平成15年総務省告示第344号第3項に係る無線設備の審査は、次に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

ア～ウ (略)

(登録証明機関の登録及び登録の更新)

第33条 証明規則第3条又は第4条の申請書、技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類及び法第38条の2第3項の総務省令で定める書類(以下「申請書等」という。)を受理したときは、法第38条の3の登録の基準に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録又は登録の更新をする。

(1)～(4) (略)

別紙2(第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1 (略)

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア・イ (略)

ウ 免許の単位

フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、一の構内(公衆地下街、工業団地その他のこれに準ずる区域内を含む。)又は一の

建物内に送信設備を設置するものにあつては、原則として、それぞれの区域ごとであること。

エ・オ (略)

カ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

A～C (略)

D フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。ただし、特定陸上移動中継局であつて、空中線電力が40mW以下のものは、無線設備の全部又は一部の設置場所を屋外とすることができる。

(イ)・(ウ) (略)

キ・ク (略)

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。

なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。

建物内に送信設備を設置するものにあつては、それぞれの区域ごとであること。

エ・オ (略)

カ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

A～C (略)

D フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、次のいずれかであること。

(A) 無線設備の全部の設置場所が屋内であること。

(B) 無線設備の一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

(C) (A)及び(B)に掲げるもののほか、空中線電力が40mW以下のものにあつては、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋外であること。

(イ)・(ウ) (略)

キ・ク (略)

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1に基づき、次のとおり指定する。

なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。

(ア) 基地局

A 800MHz帯PDC方式のもの

810.05MHzから817.975MHzまでの25kHz間隔の318波、870.025MHzから884.95MHzまでの25kHz間隔の598波又は826.025MHzから826.975MHzまでの25kHz間隔の39波

B 1.5GHz帯PDC方式のもの

1477.05MHzから1486.975MHzまでの25kHz間隔の398波、1487.025MHzから1490.975MHzまでの25kHz間隔の159波又は1491.025MHzから1500.95MHzまでの25kHz間隔の398波

C 800MHz帯DS-SS方式のもの

877.5MHzから887.5MHzまでの100kHz間隔の101波

D 800MHz帯CDMA方式及び800MHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの

- 832.75MHzから833.25MHzまでの25kHz間隔の21波、843.75MHzから845.25MHzまでの25kHz間隔の61波、860.75MHzから869.25MHzまでの25kHz間隔の341波又は860.76MHzから874.23MHzまでの30kHz間隔の450波
- E 1.5GHz帯DS—CDMA方式のもの
1478.4MHzから1508.4MHzまでの200kHz間隔の151波
- F 1.5GHz帯MC—CDMA方式及び1.5GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの
1476.65MHzから1510.15MHzまでの50kHz間隔の671波
- G 1.7GHz帯DS—CDMA方式のもの
1847.4MHzから1877.4MHzまでの200kHz間隔の151波
- H 1.7GHz帯MC—CDMA方式及び1.7GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの
1845.65MHzから1879.15MHzまでの50kHz間隔の671波
- I 2GHz帯DS—CDMA方式のもの
2132.6MHzから2147.4MHzまでの200kHz間隔の75波又は2152.6MHzから2167.4MHzまでの200kHz間隔の75波
- J 2GHz帯MC—CDMA方式及び2GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの
2115.75MHzから2129.25MHzまでの50kHz間隔の271波
- K 800MHz帯LTE方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては862.5MHzから887.5MHzまでの100kHz間隔の251波、10MHzのものにあつては865MHzから885MHzまでの100kHz間隔の201波、15MHzのものにあつては867.5MHzから882.5MHzまでの100kHz間隔の151波
- L 800MHz帯UMB方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては862.5MHzから887.5MHzまでの30kHz間隔の834波、10MHzのものにあつては865MHzから885MHzまでの30kHz間隔の667波
- M 1.5GHz帯LTE方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1478.4MHzから1508.4MHzまでの100kHz間隔の301波、10MHzのものにあつては1480.9MHzから1505.9MHzまでの100kHz間隔の251波、15MHzのものにあつては1483.4MHzから1503.4MHzまでの100kHz間隔の201波、20MHzのものにあつては1485.9MHzから1500.9MHzまでの100kHz間隔の151波
- N 1.5GHz帯UMB方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1478.4MHzから1508.4MHzまでの50kHz間隔の601波、10MHzのものにあつては1480.9MHzから1505.9MHzまでの50kHz間隔の501波、20MHzのものにあつては1485.9MHzから1500.9MHzまでの50kHz間隔の301波
- O 1.7GHz帯LTE方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1847.4MHzから1877.4MHzま

での100kHz間隔の301波、10MHzのものにあつては1849.9MHzから1874.9MHzまでの100kHz間隔の251波、15MHzのものにあつては1852.4MHzから1872.4MHzまでの100kHz間隔の201波、20MHzのものにあつては1854.9MHzから1869.9MHzまでの100kHz間隔の151波

P 1.7GHz帯UMB方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1847.4MHzから1877.4MHzまでの50kHz間隔の601波、10MHzのものにあつては1849.9MHzから1874.9MHzまでの50kHz間隔の501波、20MHzのものにあつては1854.9MHzから1869.9MHzまでの50kHz間隔の301波

Q 2GHz帯LTE方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2112.5MHzから2167.5MHzまでの100kHz間隔の551波、10MHzのものにあつては2115MHzから2165MHzまでの100kHz間隔の501波、15MHzのものにあつては2117.5MHzから2162.5MHzまでの100kHz間隔の451波、20MHzのものにあつては2120MHzから2160MHzまでの100kHz間隔の401波

R 2GHz帯UMB方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2112.5MHzから2167.5MHzまでの50kHz間隔の1101波、10MHzのものにあつては2115MHzから2165MHzまでの50kHz間隔の1001波、20MHzのものにあつては2120MHzから2160MHzまでの50kHz間隔の801波

S TD-CDMA方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.6MHzから2022.4MHzまでの200kHz間隔の50波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの200kHz間隔の26波

T TD-SCDMA方式のもの

2010.8MHzから2024.2MHzまでの200kHz間隔の68波

U XGP方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの100kHz間隔の101波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの100kHz間隔の周波数51波

V 625k-MC方式のもの

2010.3125MHzから2024.6875MHzまでの125kHz間隔の116波

W LTE-TDD方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの100kHz間隔の101波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの100kHz間隔の51波、15MHzのものにあつては2017.5MHzの1波

X モバイルWiMAX方式のもの

チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの250kHz間隔の41波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの250kHz間隔の21波

Y UMB-TDD方式のもの

チャンネル間隔が、1.25MHzのものにあつては2010.65MHzから

2024.35MHzまでの50kHz間隔の275波、2.5MHzのものにあつては
2011.25MHzから2023.75MHzまでの50kHz間隔の251波、5MHzのものにあ
つては2012.5MHzから2022.5MHzまでの50kHz間隔の201波、10MHzのもの
にあつては2015MHzから2020MHzまでの50kHz間隔の101波

(イ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

A 800MHz帯PDC方式のもの

925.025MHzから939.95MHzまでの25kHz間隔の598波、940.05MHzから
947.975MHzまでの25kHz間隔の318波又は956.025MHzから956.975MHzま
での25kHz間隔の39波

B 1.5GHz帯PDC方式のもの

1429.05MHzから1438.975MHzまでの25kHz間隔の398波、1439.025MHz
から1442.975MHzまでの25kHz間隔の159波又は1443.025MHzから
1452.95MHzまでの25kHz間隔の398波

C 800MHz帯DS—CDMA方式のもの

832.5MHzから842.5MHzまでの100kHz間隔の101波

D 800MHz帯CDMA方式及び800MHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式の
もの

(A) 二又は三の搬送波を同時に送信するもの

a 隣接しない一の搬送波を送信する場合

815.76MHzから829.23MHzまでの30kHz間隔の450波

b 隣接する二の搬送波を送信する場合

816.375MHzから828.615MHzまでの30kHz間隔の409波

c 隣接する三の搬送波を送信する場合

816.99MHzから828MHzまでの30kHz間隔の368波

(B) (A)以外のもの

815.76MHzから829.23MHzまでの30kHz間隔の450波、887.75MHzから
888.25MHzまでの25kHz間隔の21波、898.75MHzから900.25MHzまでの
25kHz間隔の61波又は915.75MHzから924.25MHzまでの25kHz間隔の341
波

E 1.5GHz帯DS—CDMA方式のもの

1430.4MHzから1460.4MHzまでの200kHz間隔の151波

F 1.5GHz帯MC—CDMA方式及び1.5GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方
式のもの

1428.65MHzから1462.15MHzまでの50kHz間隔の671波

G 1.7GHz帯DS—CDMA方式のもの

1752.4MHzから1782.4MHzまでの200kHz間隔の151波

H 1.7GHz帯MC—CDMA方式及び1.7GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方
式のもの

1750.65MHzから1784.15MHzまでの50kHz間隔の671波

I 2GHz帯DS—CDMA方式のもの

1942.6MHzから1957.4MHzまでの200kHz間隔の75波又は1962.6MHzから
1977.4MHzまでの200kHz間隔の75波

- J 2GHz帯MC—CDMA方式及び2GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式のもの
- (A) 二又は三の搬送波を同時に送信するもの
- a 隣接しない一の搬送波を送信する場合
1925.75MHzから1939.25MHzまでの50kHz間隔の271波
- b 隣接する二の搬送波を送信する場合
1926.375MHzから1938.625MHzまでの50kHz間隔の246波
- c 隣接する三の搬送波を送信する場合
1927MHzから1938MHzまでの50kHz間隔の221波
- (B) (A)以外のもの
1925.75MHzから1939.25MHzまでの50kHz間隔の271波
- K 800MHz帯LTE方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては817.5MHzから842.5MHzまでの100kHz間隔の251波、10MHzのものにあつては820MHzから840MHzまでの100kHz間隔の201波、15MHzのものにあつては822.5MHzから837.5MHzまでの100kHz間隔の151波
- L 800MHz帯UMB方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては817.5MHzから842.5MHzまでの100kHz間隔の251波、10MHzのものにあつては820MHzから840MHzまでの100kHz間隔の201波
- M 1.5GHz帯LTE方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1430.4MHzから1460.4MHzまでの100kHz間隔の301波、10MHzのものにあつては1432.9MHzから1457.9MHzまでの100kHz間隔の251波、15MHzのものにあつては1435.4MHzから1455.4MHzまでの100kHz間隔の201波、20MHzのものにあつては1437.9MHzから1452.9MHzまでの100kHz間隔の151波
- N 1.5GHz帯UMB方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1430.4MHzから1460.4MHzまでの50kHz間隔の601波、10MHzのものにあつては1432.9MHzから1457.9MHzまでの50kHz間隔の501波、20MHzのものにあつては1437.9MHzから1452.9MHzまでの50kHz間隔の301波
- O 1.7GHz帯LTE方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1752.4MHzから1782.4MHzまでの100kHz間隔の301波、10MHzのものにあつては1754.9MHzから1779.9MHzまでの100kHz間隔の251波、15MHzのものにあつては1757.4MHzから1777.4MHzまでの100kHz間隔の201波、20MHzのものにあつては1759.9MHzから1774.9MHzまでの100kHz間隔の151波
- P 1.7GHz帯UMB方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1752.4MHzから1782.4MHzまでの50kHz間隔の601波、10MHzのものにあつては1754.9MHzから1779.9MHzまでの50kHz間隔の501波、20MHzのものにあつては1759.9MHzから1774.9MHzまでの50kHz間隔の301波

- Q 2GHz帯LTE方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1922.5MHzから1977.5MHzまでの100kHz間隔の551波、10MHzのものにあつては1925MHzから1975MHzまでの100kHz間隔の501波、15MHzのものにあつては1927.5MHzから1972.5MHzまでの100kHz間隔の451波、20MHzのものにあつては1930MHzから1970MHzまでの100kHz間隔の401波
- R 2GHz帯UMB方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては1922.5MHzから1977.5MHzまでの100kHz間隔の551波、10MHzのものにあつては1925MHzから1975MHzまでの100kHz間隔の501波、20MHzのものにあつては1930MHzから1970MHzまでの100kHz間隔の401波
- S TD—CDMA方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.6MHzから2022.4MHzまでの200kHz間隔の50波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの200kHz間隔の26波
- T TD—SCDMA方式のもの
2010.8MHzから2024.2MHzまでの200kHz間隔の68波
- U XGP方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの100kHz間隔の101波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの100kHz間隔の51波
- V 625k—MC方式のもの
2010.3125MHzから2024.6875MHzまでの125kHz間隔の116波
- W LTE—TDD方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの100kHz間隔の101波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの100kHz間隔の51波、15MHzのものにあつては2017.5MHzの1波
- X モバイルWiMAX方式のもの
チャンネル間隔が、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの250kHz間隔の41波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの250kHz間隔の21波
- Y UMB—TDD方式のもの
チャンネル間隔が、1.25MHzのものにあつては2010.65MHzから2024.35MHzまでの50kHz間隔の275波、2.5MHzのものにあつては2011.25MHzから2023.75MHzまでの50kHz間隔の251波、5MHzのものにあつては2012.5MHzから2022.5MHzまでの50kHz間隔の201波、10MHzのものにあつては2015MHzから2020MHzまでの50kHz間隔の101波
- (ウ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）、前進陸上移動中継局及び周波数変換型陸上移動中継局（PDC方式のものを除く。）

(ア) 周波数変換型陸上移動中継局（PDC方式のものに限る。）の通話用周波数は810.05MHzから817.975MHzまでの25kHz間隔の318波又は940.05MHzから947.975MHzまでの25kHz間隔の318波のうち最大10波とする。

(イ) PDC方式、CDMA方式、TD-CDMA方式及びTD-SCDMA方式については、基地局及び陸上移動中継局のうち同一周波数の電波を使用する他の電気通信事業者の業務区域（予定地域を含む。以下同じ。）に隣接する地域に設置する基地局及び陸上移動中継局に指定するチャンネル数（PDC方式にあつては、所要チャンネル数に見合うチャンネル数とする。）は、おおむね次により求められたものを標準とする。

A 通話用

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アーランとし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを別表(16)―1から求めるものとする。ただし無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

B 制御用

最繁時において接続制御上での呼損率が1%以下となる最小のチャンネル数とする。なお、発信制御用チャンネルの増設については、発信制御用チャンネルの使用率のピーク値を考慮することができるものとする。

(ウ) 2GHz帯DS-CDMA方式、2GHz帯MC-CDMA方式及び2GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式については、基地局及び陸上移動中継局に割り当てる周波数帯幅は、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局の数（セル内への流入を含む。）430局につき5MHzを単位とする。

(ア)及び(イ)に掲げるものと同様とする。

(エ) 周波数変換型陸上移動中継局（PDC方式のものに限る。）通話用周波数は(ア) A又はB及び(イ) A又はBに掲げる周波数のうち最大10波とする。

(オ) 基地局及び陸上移動中継局のうち同一周波数の電波を使用する他の電気通信事業者の業務区域（予定地域を含む。以下同じ。）に隣接する地域に設置する基地局及び陸上移動中継局に指定するチャンネル数（PDC方式にあつては、所要チャンネル数に見合うチャンネル数とする。）は、おおむね次により求められたものを標準とする。ただし、DS-CDMA方式、MC-CDMA方式、CDMA高速データ携帯無線通信方式、XGP方式、625k-MC方式、LTE方式、LTE-TDD方式、UMB方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式の無線局については、適用しない。

A 通話用

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アーランとし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを別表(16)―1から求めるものとする。ただし無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

B 制御用

最繁時において接続制御上での呼損率が1%以下となる最小のチャンネル数とする。なお、発信制御用チャンネルの増設については、発信制御用チャンネルの使用率のピーク値を考慮することができるものとする。

(カ) 2GHz帯DS-CDMA方式、2GHz帯MC-CDMA方式及び2GHz帯CDMA高速データ携帯無線通信方式については、基地局及び陸上移動中継局に割り当てる周波数帯幅は、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局の数（セル内への流入を含む。）430局につき5MHzを単位とする。

コ～ス (略)

(17)～(19) (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム (2545MHzから2575MHzまで及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア～エ (略)

オ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

A～C (略)

D フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部(空中線を含む部分に限る。)の設置場所が屋内であること。

(イ)・(ウ) (略)

カ～コ (略)

2・3 (略)

4 その他

(1) 外国人が開設する無線局

ア 適用範囲

法第5条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる者が同条第2項の規定に基づき開設する同条第2項第7号に該当する無線局について適用する。

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(キ) 機能試験用無線局については、上記(ア)から(カ)までの規定に準じ指定する。

コ～ス (略)

(17)～(19) (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム (2545MHzから2575MHzまで及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア～エ (略)

オ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

A～C (略)

(イ)・(ウ) (略)

カ～コ (略)

2・3 (略)

4 その他

(1) 外国人が開設する無線局

ア 適用範囲

法第5条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる者が同条第2項の規定に基づき開設する同条第2項第6号に該当する無線局について適用する。

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) 「特定無線局」とは、携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局であって、包括免許に係るものをいう。

(イ)～(チ) (略)

イ～エ (略)

オ 最大運用数

陸上移動局の最大運用数は、次に合致するものであること。

(ア)～(ウ) (略)

カ 通信の相手方

(ア) 基地局にあっては、免許人所属の陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局であること。

(イ) 陸上移動局にあっては、免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

キ・ク (略)

ケ (略)

(ア) 無線設備の規格

施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(イ)・(ウ) (略)

(2)～(14) (略)

(15) 2545MHzから2575MHzまでの周波数の電波及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用する特定無線局

2545MHzから2575MHzまでの周波数の電波及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用する特定無線局の審査は、第2の1(20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

この(15)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) 「特定無線局」とは、携帯無線通信を行う陸上移動局であって、包括免許に係るものをいう。

(イ)～(チ) (略)

イ～エ (略)

オ 最大運用数

最大運用数は、次に合致するものであること。

(ア)～(ウ) (略)

カ 通信の相手方

次のいずれかであること。

(ア) 「免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局」

(イ) 「免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局及び免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局」

キ・ク (略)

ケ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の6の2、第49条の6の3、第49条の6の4、第49条の6の5、第49条の6の6、第49条の6の7、第49条の6の8、第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の11又は第49条の6の12の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(イ)・(ウ) (略)

(2)～(14) 携帯無線通信を行う特定無線局

(15) 2545MHzから2575MHzまでの周波数の電波及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用する特定無線局

2545MHzから2575MHzまでの周波数の電波及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用する特定無線局の審査は、第2の1(20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

この(15)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) 「特定無線局」とは、広帯域移動無線アクセスシステム(2545MHzから2575MHzまでの周波数の電波及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。)の基地局又は陸上移動局であって包括免許に係るものをいう。

(イ) (略)

イ～エ (略)

オ 指定無線局数

陸上移動局の指定無線局数は、運用開始の日(再免許の申請の場合にあっては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の加入予測及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであり、かつ、特定無線設備の種別ごとに、収容可能無線局数から既に免許を受けている陸上移動局数を差し引いた値を限度とする。

カ 通信の相手方

(ア) 基地局にあっては、免許人所属の陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局であること。

(イ) 陸上移動局にあっては、免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

キ～コ (略)

2・3 (略)

第5 (略)

(ア) 「特定無線局」とは、広帯域移動無線アクセスシステム(2545MHzから2575MHzまでの周波数の電波及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。)の陸上移動局であって包括免許に係るものをいう。

(イ) (略)

イ～エ (略)

オ 指定無線局数

指定無線局数は、運用開始の日(再免許の申請の場合にあっては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の加入予測及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであり、かつ、特定無線設備の種別ごとに、収容可能無線局数から既に免許を受けている陸上移動局数を差し引いた値を限度とする。

カ 通信の相手方

次のいずれかであること。

(ア) 免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局

(イ) 免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局

キ～コ (略)

2・3 (略)

第5 (略)